

令和6年度 滋賀県水環境ビジネス 海外展開事業化モデル事業補助金

滋賀県では、水環境ビジネスの推進を目的に、県内中小企業者の皆様が海外で実施される「実現可能性調査」や「実証試験」に対する補助金を設けましたので、次のとおり事業計画の募集を行います。

補助額: 上限600万円

□ 補助対象者

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者で、次の要件すべてを満たす企業様が対象となります。

- (1) 滋賀県内に事務所または事業所を有している。
- (2) 補助対象者が代表者となり、交付申請(本申請)時までには他の法人等とともに事業共同体を設立している。
- (3) 事業共同体を構成する法人等のすべてが、交付申請時までには「しが水環境ビジネス推進フォーラム※」に入会している。

※ しが水環境ビジネス推進フォーラム

平成25年(2013年)3月に設立された産官学民のプラットフォーム。水環境関連の産業・研究機関の集積や水環境保全の取組を活かした水環境ビジネスの展開を図るとともに、国内外の水環境問題の課題解決に貢献することを目的に活動しています。

□ 申請区分

次に掲げる申請区分のいずれかとします。

- (1) 実現可能性調査および実証試験
- (2) 実現可能性調査
- (3) 実証試験(実現可能性調査を終えていること)

- ✓ JICA等の資金スキームへの応募に向けて事前に実施する実現可能性調査や実証試験も当補助金の対象になる場合がありますので、下記までお問い合わせください。
- ✓ 実証試験では、現地パートナーの発掘や現地拠点の設立に係る経費も対象にできます。

□ 応募期間

令和6年4月11日(木)~5月31日(金)

□ 補助率および補助額

補助率: 2分の1以内
補助額: 上限600万円

□ 補助対象事業

水環境ビジネスの推進を図るために行われる実現可能性調査および実証試験、またはそのいずれかで、以下の①および②に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 本邦域外における国・地域を対象に実施されること。
- ② 次の各号に掲げる分野のうち、一つ以上に該当すること。
 - (1) 水供給(生活用水、工業用水、農業用水等)
 - (2) 造水(海水淡水化等)
 - (3) 下排水処理(生活排水、事業場排水、農業用排水等)
 - (4) 雨水・再生水利用
 - (5) 公共水域等の環境保全
 - (6) 水分野におけるCO₂削減に資する取組(節水、水処理効率化等)
 - (7) その他、水環境ビジネスの推進を図るための取組として知事が適当と認めるもの



〈補助金活用事例動画〉

詳細については、随時、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

検索

しが水環境ビジネス推進フォーラム

【お問い合わせ先】 滋賀県 商工政策課 ☎077-528-3713
fa0002@pref.shiga.lg.jp